

3月11日～4月10日のお知らせ

引っ越し 手続き

ご不明な点は、担当する課に電話でご確認ください（表中の★は手続きに必要なもの。○内の数字は北区役所の窓口番号です）。また、**駐車場が大変込み合いますので、公共交通機関をご利用ください。**

詳細：北区役所（北25西6） ☎757-2400

項目	窓口	札幌市から市外への引越し	札幌市内での引越し	詳細
住所の異動 (住民票)	1階⑤	引っ越し前に、転出届を提出。引っ越し先の市町村で住み始めてから14日以内に手続き。★届け出人の本人確認書類（免許証・保険証など）	住み始めてから14日以内に、引っ越し先の区役所で転入・転居届を提出※1。★届け出人の本人確認書類（免許証・保険証など）	戸籍住民課
印鑑登録	1階③	転出した日に自動的に登録抹消。必要な方は、引っ越し先の市町村で新たに手続き。	登録している方は、そのまま継続。転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	
転校	1階⑤	在学していた学校から、在学証明書を発行してもらい、引っ越し先の市町村で手続き。	在学していた学校から在学証明書を発行してもらい、転入・転居届と一緒に引っ越し先の区役所で手続き（入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校へ提出してください）。	
国民健康保険 介護保険	1階⑨	引っ越し前に脱退手続き。加入する方は、引っ越し先の市町村で住み始めてから14日以内に加入手続き。★保険証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。★保険証	保険年金課
国民年金	加入者	引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	転入・転居届により、第1号の被保険者の方・任意加入の方は自動的に新住所に変わります（第3号被保険者は除く）。	
	受給者	年金の種類によって手続きが異なります。詳細は札幌北社会保険事務所 ☎717-4111か保険年金課へ。		
児童手当		引っ越し前に、消滅手続き。引っ越し先の市町村で新たに手続き。★印鑑	転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	保健福祉サービス課
児童扶養手当 特別児童扶養手当	1階⑭	引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。★手当証書	
医療助成		引っ越し前に、喪失届を提出。引っ越し先の市町村で住所変更手続き。★受給者証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。★受給者証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	2階⑧	引っ越し前に、異動届を提出。引っ越し先の市町村で新たに手続き。★印鑑	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。★印鑑 ★世帯全員の住民票★身体障害者手帳または療育手帳	
身体障害者手帳 療育手帳		手帳はそのまま使えますが、引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。★印鑑 ★身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳・敬老パス 福祉パス・タクシーチケット 自動車燃料助成券	2階⑨	敬老手帳・敬老パス・福祉パス・タクシーチケットを返還。★敬老手帳・敬老パス・福祉パス・タクシーチケット・自動車燃料助成券	そのまま使えます。敬老手帳の住所はご自分で書き換えてください。	
原動機付自転車 (125cc以下)	2階④	引っ越し前に、廃車届を提出。引っ越し先の市町村で新たに登録手続き。★印鑑★標識交付証明書★本人確認書類（免許証・保険証など）★ナンバープレート	転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	課税課
個人市民税	2階⑤	転出届により、自動的に新住所に変わります。	転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	
固定資産税※2	2階①			

※1 新住所の番号（○番○号）や番地（○番地○）、アパート・マンションの名称、部屋番号を確認してから手続きしてください。

※2 札幌市外から市内へ転入された方で、市内に土地・家屋を所有している場合は、該当する区の固定資産税担当の係へ住所変更の連絡をしてください（電話、はがきでも可）。